

# 台風第12号及び第11号災害の状況と対策について

県民の皆様が1日も早く日常の生活に戻れるよう、経済被害等に対しても必要な対策を速やかに実施

## <基本的な考え方>

- 既存制度を活用し、当初予算の範囲内で実施可能な対策は、直ちに実施
- 制度の創設や当初予算の増額が必要な対策は、9月補正予算（案）に計上し、速やかに実施
- 国の補助制度が無い場合でも、必要な対策を県単独で実施

## 農業分野 被害総額 約24.2億円（8/25時点）

- ・ 農業施設（ビニールハウス、農業機材等）
  - ⇒ 既存制度（レンタルハウス整備事業費補助金（県単独）（※1）、経営体育成支援事業費補助金（国補助）（※2）など）を活用した支援（9月補正予算（案）に計上）
    - ※1 被災したハウスの復旧整備に要する経費の1/3を補助
    - ※2 被災した農産物生産施設の復旧・修繕に要する経費の3/10を補助
- ・ 集出荷施設（トマト選果ライン）
  - ⇒ 既存制度（攻めの農業実践緊急対策事業（国補助）（※3））の活用による支援に加え、新たに県単独事業による支援（※4）（9月補正予算（案）に計上）を検討
    - ※3 被災した集出荷施設が再編合理化を行う場合に、導入する設備のリース等に要する経費の1/2を補助
    - ※4 上記の国補助事業に県補助を継ぎ足し
- ・ 作物被害・農業施設被害
  - ⇒ 既存制度（農林業災害対策資金（利子補給補助）（県単独）（※5））による支援（9月補正予算（案）に計上）
    - ※5 被災した農業者等が復旧に必要な制度資金等を借り入れる場合、市町村が行う利子補給の1/2を補助